

「科学技術政策担当大臣等政務三役と総合科学技術・イノベーション会議有識者議員との会合」について

平成23年7月14日

内閣府特命担当大臣（科学技術政策）決定

一部改正 平成26年5月19日

総合科学技術・イノベーション会議における調査審議等に資するために、下記のように「科学技術政策担当大臣等政務三役と総合科学技術・イノベーション会議有識者議員との会合」（以下「会合」という。）を開催する。

記

1. 開催の目的

会合は、科学技術政策担当大臣、同担当副大臣、同担当大臣政務官（なお、内閣官房副長官が内閣府の事務のうち科学技術政策に参画する場合、当該内閣官房副長官を含む。）（以下「大臣等政務三役」という。）及び総合科学技術・イノベーション会議有識者議員（以下「有識者議員」という。）が、2に掲げる事項の検討及び整理を行うために開催されるものとする。

2. 整理等の対象となる事項

会合は、次の（1）～（3）についての検討及び整理を行うこととする。

- （1）総合科学技術・イノベーション会議で適宜適切な調査審議等が行われるために必要となる事項に関すること
- （2）総合科学技術・イノベーション会議が科学技術政策担当大臣及び有識者議員に取扱いを委ねた事項に関すること
- （3）大臣等政務三役が会合における検討及び整理を求めた事項に関すること

3. 議事進行・開催等

- （1）科学技術政策担当大臣は有識者議員から座長を指名する。座長は会合の議事進行及び意見の集約を行う。
- （2）会合は、原則として毎週木曜日に開催する。ただし、大臣等政務三役が必要または適当と判断した場合は、この限りではない。
- （3）会合は、座長及び出席者が適当と認める方法により、公開で行われる。ただし、座長が出席者の同意を得た場合は、非公開とする。

4. 事務運営

会合の事務運営は、政策統括官（科学技術・イノベーション担当）において行

う。

5. その他

- (1) 大臣等政務三役のいずれもが参加しない場合は、会合は成立しない。その場合、有識者議員懇談会として開催することができる。
- (2) 有識者議員懇談会における議事については、事後に大臣等政務三役の了承が得られた限りにおいて、会合での整理等として取り扱うことができる。
- (3) 会合は、総合科学技術・イノベーション会議の機関として位置付けるものではなく、総合科学技術・イノベーション会議における決定は、従来どおり、総合科学技術・イノベーション会議本会議でなされる。

以上